

第六号の二書式（第二十条の三関係）（A4）

建築士法第23条の6の規定による  
設計等の業務に関する報告書

（第一面）

建築士法第23条の6の規定により、設計等の業務に関する報告書を提出します。  
この報告書の記載事項は事実と相違ありません。

岡山県知事 殿

平成〇〇年11月30日

一級  
 二級 建築士事務所 岡山県知事登録 第 1234 号  
 木造

事務所名称

岡山県株式会社一級建築士事務所

所在地 岡山市北区内山下〇-〇-〇

電話 086-△△△-□□□

建築士事務所の開設者の氏名又は名称

（法人の場合は法人名称、代表者職氏名及び代表者印）

岡山県株式会社  
代表取締役

岡山 太郎

代表者  
印

※この記入例は、事業年度が  
10月1日～9月30日の法人を想  
定しています。

事業年度 平成△△年10月1日  
～ 平成〇〇年9月30日

〔記入注意〕 建築士事務所の開設者が法人である場合には、法人の代表者の氏名も併せて記載してください。

〔提出先〕 一般社団法人岡山県建築士事務所協会  
〒700-0824 岡山市北区内山下1-3-19  
TEL 086-231-3479 / FAX 086-231-4575

〔提出形態〕  提出部数は1部です。持参又は郵送してください。  
 左肩クリップ留めとしてください。  
 提出された書類は返却できませんので、控えが必要な場合は、あらかじめコピーを取っておいてください。  
 郵送の場合で控えが必要な方は、2部作成し、返信用封筒（宛先を記入、切手を貼ったもの）を同封してください。1部に受付印を押印してお返しします。

受付

ポイント

- ① 毎事業年度の経過後、3ヶ月以内に提出しなければなりません。
- ② 個人の事業年度は、1月～12月（暦年）です。
- ③ 建築士法第24条の6の規定による閲覧に供する書類と内容を整合させてください。







(第五面)

管理建築士による意見の概要

〔記入注意〕

当該事業年度における直近のものから順次記入してください。

管理建築士の氏名	建築士事務所の開設者に対して述べられた意見の概要	当該意見が述べられた日
吉備 五郎	設計業務の期間について、適切に確保するよう助言した。また、継続している物件とのスケジュールを勘案し、再委託する業務範囲について検討し、助言した。	H20. 4. 20
	<p><b>ポイント</b></p> <p>① 建築士法第24条第4項の規定に基づき、管理建築士から開設者に対して述べられた意見の概要を記入してください。</p> <p>② 該当する意見がない場合及び開設者が管理建築士を兼ねる場合は、「該当なし」と記入してください。</p> <p>※ 管理建築士は、次に挙げる「建築士事務所の業務に係る技術的事項」を総括して、契約に際し、契約内容について意見を述べるのが重要です。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 受託する業務の量、難易度、業務の遂行に必要な期間の判定</li><li>・ 業務に当たらせる技術者の選定・配置</li><li>・ 他の建築士事務所との提携及び提携先に行わせる業務範囲の案の決定</li><li>・ 建築士事務所に所属する建築士をはじめとする技術者の行う業務の管理とその適性の確保</li></ul>	